

## 福岡市病院事業運営審議会専門部会設置要綱（案）

### （設置）

第1条 市長の諮問に応じ、福岡市立病院のあり方について検討するため、福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）に専門部会として医療機能部会及び経営形態部会を設置する。

### （所掌事務）

第2条 専門部会は次の事項について検討し、審議会に対し意見報告を行う。

- （1） 医療機能部会
  - ア こども病院・感染症センターの機能のあり方について
  - イ 福岡市民病院のあり方について
- （2） 経営形態部会
  - ア 市立病院の経営形態のあり方について

### （組織）

第3条 専門部会の委員は別表のとおりとする。

2 前項の委員に事故があるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、意見報告までとする。

### （座長）

第5条 専門部会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は専門部会の会務を総理する。

### （会議）

第6条 専門部会は、座長が招集し、会議の議長を務める。

2 専門部会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は外の方法により意見を聴取することができる。

4 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

### （分科会）

第7条 専門部会は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

### （庶務）

第8条 専門部会の庶務は、保健福祉局市立病院担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。



